

担当課名	クリーンセンター
案件名	噴射水ポンプ修繕
案件の概要	噴射水ポンプの修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 6年 5月 24日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	1,012,000 円（うち消費税 92,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 7年 3月 31日
随意契約とした理由	<p>本業務は、噴射水ポンプの修繕を実施するものである。</p> <p>噴射水ポンプは、燃焼室及び、ガス冷却室に水を噴霧し温度調節をするためのものである。</p> <p>噴射水ポンプが経年劣化により異音と振動があり揚水能力が低下しているため修繕を実施するものである。</p> <p>ごみ焼却処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、ごみ焼却施設の運営を行いながら、また、安全性の確保もしながら修繕を進めていかなければならず、今回の修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量も踏まえ、厳密な調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>